

鎌倉市議会議長賞交付基準

1 目的

この基準は、文化、芸術又はスポーツの新興その他福祉の増進に寄与する大会又は催し（以下「大会等」という。）の発展に資するため、大会等を主催する団体に対し、鎌倉市議会議長賞（以下「議長賞」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 対象団体

この基準により、議長賞の交付を受けることができる団体は、次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) この基準の目的に沿った大会等を定期的に開催すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 設立の目的が公益に反しないこと。
- (4) 政治団体又は宗教団体ではないこと。

3 申請

議長賞の交付を受けようとする団体の代表者は、鎌倉市議会議長賞交付申請書（以下「申請書」という。）に、当該団体の規約及び大会等の要綱を添えて開催日の20日前までに議長に提出しなければならない。

ただし、規約及び大会等の要綱の添付は初回の申請のみとする。

4 交付の方法

申請書に記載された大会等がこの基準に合致すると認められるときは、議長賞として楯等を交付する。

5 遵守事項

議長賞の交付を受けた団体（以下「主催団体」という。）は、大会等の終了後、速やかに結果報告書を議長に提出しなければならない。

6 返還

議長は、主催団体が次の各号のいずれかに該当するときには、議長賞の交

付決定を取り消し、交付した楯等を返還させることができる。これにより、主催団体その他関係者に損害が生じても市議会はその責めを負わない。

- (1) 解散したとき。
- (2) 大会等を中止したとき。
- (3) 申請した内容に虚偽があったとき。
- (4) この基準に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は遵守事項に反したとき。
- (5) 大会等の運営に当たり本市議会の不名誉となるような行為があったとき。

一部改正（平成 28 年 12 月 2 日局長決裁）